

- 【学生納付特例】 ・令和元年度分（R2.2月～R2.3月） ・令和2年度分（R2.4月～R3.3月）
 ・令和3年度分（R3.4月～R4.3月）

- 申請方法 申請書様式や申請方法などの詳細は、町民サービス課保険年金係へ問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>）をご覧ください。
 ●問 合 先 町民サービス課保険年金係 内線（523）

国民健康保険税・後期高齢者保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業または収入が減少した方などを対象に「国民健康保険税」や「後期高齢者医療保険料」が減免される制度があります。

- 対象者 次の①および②のいずれかに該当する方
 ①【死亡・傷病】新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方。
 ②【収入の減少】新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の(1)～(3)までのすべての要件を満たす方。
 (1) 前年の総所得金額等の合計額が1,000万円以下であること。
 (2) 令和3年中の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。
 (3) 上記2以外の収入で、令和2年度の所得の合計額が400万円以下であること。
 ●対象となる保険税(料) 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに納期限が設定されている保険税(料)
 ●減 免 額 上記の対象者①に該当する方は全額免除、対象者②に該当する方は全額免除もしくはその一部を減額。
 ●申請方法 まずは電話でご相談ください（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁はお控えください）。内容や所得状況を確認後、減免申請書と返信用封筒を自宅等へ郵送します。
 ●問 合 先 【国民健康保険税】⇒税務課税務係 内線（536）
 【後期高齢者保険料】⇒町民サービス課保険年金係 内線（523）

介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業または収入が減少した方などを対象に「介護保険料」が減免される制度があります。

- 対象者 次の①または②のいずれかに該当する方
 ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、その世帯の第1号被保険者（65歳以上の方）。
 ②新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の(1)および(2)に該当する第1号被保険者（65歳以上の方）。
 (1) 世帯の主たる生計維持者の令和3年收入が令和2年の収入と比べて3割以上減少する見込みであること。
 (2) 収入の減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計が400万円以下であること。
 ●対象となる保険料 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに納期限が設定されている保険料
 ●減 免 額 上記の対象者①に該当する方は全額免除、対象者②に該当する方は全額または一部免除
 ●申請方法 まずは電話でご相談ください（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁はお控えください）。内容や所得状況を確認後、減免申請書と返信用封筒を自宅等へ郵送します。申請には医師の診断書や収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細書など）が必要です。詳しくは電話相談時にお伝えします。
 ●問 合 先 介護福祉課介護保険係 内線（521）

元気!!しらぬか応援券【第4弾】

新型コロナウイルス感染症拡大により、飲食店を始めとした多くの事業所で深刻な影響が出ています。

このような状況でも頑張って営業している事業所を応援するとともに、町民の皆さんに元気と活力を取り戻していただくため、7月1日（木）から使用できる「元気!!しらぬか応援券」の第4弾を交付します。

応援券は6月下旬に簡易書留で郵送しています。

- 対象者 6月1日現在、町内に住民票がある方
 ●金 額 一人当たり7,000円（500円×14枚）
 ●内 訳 飲食店専用 500円×4枚、フリー 500円×10枚
 ●使用期限 7月1日（木）～8月31日（火）
 ●問 合 先 経済課商工係 内線（246）



応援券の取扱店には、上記のステッカーが店内に掲示されています。

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、対象世帯に「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」を支給します。

- 対象者 次の①と②に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除きます）。
 ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母等。
 ※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。
 ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
 ●支 給 額 児童一人当たり一律5万円（支給日：6月30日（水）※申請が必要な方は随時支給します）
 ●支給手続 ①令和3年4月分の児童手当または特別児童手当の受給者で住民税非課税の方～給付金の申請は不要です。令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
 ②上記以外の方～給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに提出してください。申請内容を確認して、指定口座に振り込みます。
 ●問 合 先 健康こども課子育て支援係 内線（522・526）

国民年金保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が原因で、所得が免除等を受けられる基準相当まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより「国民年金保険料免除・納付猶予申請」および「国民年金保険料学生納付特例申請」が可能です。

- 対象者 ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方。
 ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方。
 ●対象期間 令和2年2月以降の国民年金保険料が対象です。
 【免除・納付猶予】 ・令和元年度分（R2.2月～R2.6月） ・令和2年度分（R2.7月～R3.6月）
 ・令和3年度分（R3.7月～R4.6月） 【次ページへ続く】